

## 1 支給対象

次のいずれかに該当する18に達する日以後の最初の3月31日までの児童（中程度の障害を有する児童は20歳未満）を監護している母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は父母に代わって児童を養育している者が支給対象。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (6) 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) その他、(1)から(8)に該当するか明らかでない児童

## 2 手当を受けることができない場合

- (1) 手当を請求される方や児童が日本国内に住所を有しないとき
- (2) 児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設等を除く）に入所したとき
- (3) 児童が父又は母と生計を同じくしているとき
- (4) 児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき
- (5) 児童福祉法上の里親に委託されているとき
- (6) 請求者又は児童が婚姻（事実婚を含む）したとき
- (7) 請求者又は同居の扶養義務者等の所得が一定額以上あるとき など

| 扶養親族等の数 | 本人<br>(請求者)         | 本人<br>(請求者) | 配偶者・扶養義務者及び孤児等の養育者 | ◆ 本人の場合<br>老人扶養親族等一人につき限度額に10万円加算<br><br>特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族一人につき限度額に15万円加算<br><br>◆ 扶養義務者等の場合<br>老人扶養親族一人につき限度額に6万円加算<br>(他に扶養親族等がない場合1人分減) |
|---------|---------------------|-------------|--------------------|--|
|         | 全部支給                | 一部支給        |                    |  |
| 0人      | 690,000円            | 2,080,000円  | 2,360,000円         |  |
| 1人      | 1,070,000円          | 2,460,000円  | 2,740,000円         |  |
| 2人      | 1,450,000円          | 2,840,000円  | 3,120,000円         |  |
| 3人      | 1,830,000円          | 3,220,000円  | 3,500,000円         |  |
| 4人以上    | 一人増えるごとに380,000円の加算 |             |                    |  |

※ 受給者が父又は母の場合、児童の母又は父からの養育費の8割を受給者所得に加算。

※ 所得から控除できる額としては、社会保険料相当額控除（実際の金額にかかわらず一律 8 万円）の他、医療費控除（実額）などがある。

※ 扶養義務者の限度額は、同居の扶養義務者等のうち最も所得の高い人等のものとする。

3 手当額は児童扶養手当法施行令第 2 条の 2 に定める額とする。

4 支給月

11 月・12 月分は 1 月 11 日振込

1 月・2 月分は 3 月 11 日振込

3 月・4 月分は 5 月 11 日振込

5 月・6 月分は 7 月 11 日振込

7 月・8 月分は 9 月 11 日振込

9 月・10 月分は 11 月 11 日振込

※ 支給日が土曜・日曜・祝日の場合は、直前の金融機関営業日を振込日とする。

5 認定請求

手当の支給は、認定請求を行った日の属する月の翌月分からとする。

受給要件を満たしていても、認定請求をしないと児童扶養手当を受給することができないので、必要書類を添えて請求することが必要。

6 認定請求に必要な書類等

(1) 請求者と対象児童の戸籍謄本

(2) 養育費等に関する申告書

(3) 請求者名義の預金通帳

(4) 個人番号提供書兼同意書 など

上記以外にも添付書類が必要な場合があるが、個人ごとに必要書類が異なるため請求時には提出書類の確認が必要。

7 現況届の提出

手当を受けている者は、毎年 8 月 1 日における状況を記載し、児童扶養手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための「現況届」を提出する必要がある。

8 手当を受ける資格がなくなる場合

手当を受けている者についても、次のような場合は手当を受ける資格がなくなるので、資格喪失届を提出する必要がある。

(1) 受給者である父又は母が婚姻したとき（同居するなどの事実婚状態となった場合を含む）

- (2) 児童が児童福祉施設等に入所したとき（通園等除く）
- (3) 現在扶養している児童を扶養しなくなったとき
- (4) 遺棄していた児童の父又は母が帰ってきたとき
- (5) 拘禁されていた父又は母が釈放されたとき
- (6) 受給者や児童が死亡したとき
- (7) 受給者や児童が日本国内に住所を有しなくなったとき